

に対し、Web理事会の招集を請求することができる。

- 9 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日をWeb理事会の開始日とするWeb理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、通常理事会を招集することができる。

第5条 (Web理事会の会議および議事)

Web理事会への理事の出席は、みらいネット「理事会掲示板」へのログイン後、質疑への参加または議決権の行使をもって出席したものとする。

- 2 Web理事会への出席は、理事および監事本人に限るものとし、代理人による出席はできないものとする。
- 3 監事は、Web理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、Web理事会の決議には参加できないものとする。

第6条 (理事、監事以外の出席の制限)

Web理事会は、理事および監事、並びに管理組合が本マンション管理事務を委託する管理会社の従業員、組合の契約しているマンション管理士に限り出席できるものとし、理事および監事以外の組合員、占有者、利害関係人等は出席できないものとする。なお、これらの者の出席が必要な場合は、通常理事会を開催するものとする。

第7条 (議決)

Web理事会における質疑応答、並びに議決権の行使は、みらいネット「理事会掲示板」を用いる方法で行うものとする。

- 2 みらいネット「理事会掲示板」にて行使した議決権の賛否は、Web理事会会議期間中に限り変更できるものとする。

第8条 (事務の委託)

理事長は、本マニュアルに定める事務の全部または一部を他の役員、管理組合が本マンション管理事務を委託する管理会社の従業員、組合の契約しているマンション管理士に委託することができるものとする。

第9条 (議事録)

Web理事会における議事録は、みらいネット「理事会掲示板」をコピーすることによって書面で作成するものとし、管理規約第52条により通常理事会と同様の取扱うものとする。

第10条 (マニュアルの改廃等)

本マニュアルの改廃は、理事会の決議を経なければならない。

- 2 本マニュアルに定めのない事項が生じたときは、理事会で協議をして決定するものとする。

以上